

令和4年度

阿久根市職員採用試験案内

受 付 期 間

令和4年8月1日（月）～令和4年9月15日（木）

第 1 次 試 験 日

令和4年10月23日（日）

募 集 職 種

一 般 事 務
一般事務（社会人枠）
一般事務（障がい者枠）
一般事務（保育士）
保 健 師
土 木
建 築
消 防

鹿児島県 阿久根市 総務課

一般事務（社会人枠）の募集も行います。

あなたのキャリアを阿久根市政に！

**一般事務（社会人枠）の第1次試験の教養試験は、
民間企業志望者でも受験しやすい試験です。**

阿久根市では、民間企業等で培った職務経験を生かし、市政に貢献できる次のような人材を求めています。39歳までの方が受験できます。

- U I J ターンし、真に阿久根を思う人材
- 民間企業等で3年以上の職務経験を有し、即戦力となる方
- 市のDX推進に貢献できる方（情報処理業務の経験を有する方、又は基本情報技術者試験等に合格している方）

1 試験職種、採用予定人員及び受験資格

(1) 職種別受験資格

受験資格については、採用時において阿久根市内に居住できる者で、受験資格欄に定めてある全ての要件を満たさなければなりません。

試験区分	職種	採用予定人員	受験資格
行政職	一般事務	10名程度	平成5年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた者で、学校教育法に基づく高等学校（同等資格を含む。）を卒業した者又は令和5年3月までに卒業見込みの者
	一般事務 （社会人枠）		① 昭和58年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた者で、学校教育法に基づく高等学校（同等資格を含む。）を卒業した者又は令和5年3月までに卒業見込みの者 ② 採用時において、民間企業等における職務経験を3年以上有する者
	一般事務 （障がい者枠）		① 平成5年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた者で、学校教育法に基づく高等学校（同等資格を含む。）を卒業した者又は令和5年3月までに卒業見込みの者 ② 次に掲げる手帳等のうち、いずれかの交付を受けている者（手帳等は受験申込日及び受験日当日において有効であること。） ア 身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳（1級から6級まで） イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する

			精神障害者保健福祉手帳 ウ 都道府県知事若しくは政令指定都市市長が交付する療育手帳又は児童相談所，知的障害者更生相談所，精神保健福祉センター，精神保健指定医若しくは障害者職業センターによる知的障害者であることの判定書
	一般事務 (保育士)	若干名	① 昭和63年4月2日以降に生まれた者 ② 受験申込日において，保育士の資格を有する者
	保健師	若干名	① 平成5年4月2日以降に生まれた者 ② 採用時において，保健師の資格を有する者又は取得見込みの者
	土木	若干名	昭和63年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた者で，学校教育法に基づく高等学校（同等資格を含む。）を卒業した者又は令和5年3月までに卒業見込みの者
	建築	若干名	① 昭和58年4月2日以降に生まれた者 ② 採用時において，一級若しくは二級建築士の資格を有する者又は学校教育法に基づく高等学校以上の学校（同等資格を含む。）で建築に関する専門課程を修了し卒業した者又は令和5年3月までに卒業見込みの者
消防職	消防	若干名	平成9年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた者で，学校教育法に基づく高等学校（同等資格を含む。）を卒業した者又は令和5年3月までに卒業見込みの者

(2) 採用試験の申込みは，1人につき1職種のみで，2つ以上の職種に重複しての申込みはできません。また，受付期間終了後の試験職種の変更はできません。

(3) 職員の採用に当たっては，障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）の趣旨を踏まえて試験を実施しています。拡大印刷問題による受験や車いすの使用など受験上の配慮が必要な方は，受験申込書の該当欄に記入してください。

なお，内容によっては試験の運営上，配慮できない場合があります。

(4) 情報処理業務の経験又は資格を有する方は，受験申込書の該当欄に記入してください。詳しくは「5 申込手続，受付期間等」を御覧ください。

(5) 前記の受験資格にかかわらず，次のアからエまでのいずれかに該当する者は，受験できません。

ア 日本国籍を有しない者

イ 禁錮以上の刑に処せられ，その執行を終わるまで，又はその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 阿久根市職員として懲戒免職の処分を受け，その処分の日から2年を経過していない者

エ 日本国憲法施行の日以後において，日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊す

ることを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 試験の方法及び内容

試験は、第1次試験及び第2次試験とし、第2次試験は、第1次試験の合格者についてのみ行います。

試験区分		試験の内容
第1次試験	教養試験 (一般事務(社会人枠) を除く全職種共通)	高等学校卒業程度の時事及び社会・人文に関する一般知識並びに文章理解, 判断推理, 数的推理及び資料解釈に関する一般知能について筆記試験を行います。
	教養試験 (一般事務(社会人枠))	高等学校卒業程度の社会についての関心や基礎的・常識的な知識, 職務遂行に必要な基礎的な言語能力・論理的思考力を検証する筆記試験を行います。
	事務適性検査 (消防を除く全職種共 通)	職員としての適応性について, 正確さ, 迅速さ等の作業能力の面から調べる検査を行います。
	消防適性検査 (消防)	消防職員としての適応性について, 性格的な面から調べる検査を行います。
	職場適応性検査 (消防を除く全職種共 通)	職業生活への適応性について, 職務への対応や対人関係に関連する性格傾向の面から調べる検査を行います。
	作文試験 (一般事務各職種及び 保健師)	与えられたテーマについて文章による表現力, 課題に対する理解力, 考え方その他の能力をみるため, 一定の時間内での記述式による筆記試験を行います。
	専門試験 (土木)	数学・物理・情報技術基礎, 土木基礎力学, 土木構造設計, 測量, 社会基盤工学及び土木施工について筆記試験を行います。
	専門試験 (建築)	数学・物理・情報技術基礎, 建築構造設計, 建築構造, 建築計画, 建築法規及び建築施工について筆記試験を行います。
第2次試験	体力試験 (消防)	消防職員としての必要な体力を有するかどうかについて実技により体力試験を行います。
	面接試験 (全職種共通)	人物について, 面接(2回)により行います。
	身体検査 (消防)	職務遂行に必要な身体等を有するかどうかについて検査を行います。受験者は, あらかじめ医療機関で受診し身体検査票を提出します。(受診費用は受験者負担)

注(1) 一定の基準に達しない試験種目等がある場合は、不合格となります。

(2) 第1次試験合格者は、「教養試験」、「事務適性検査」、「消防適性検査」、「専門試験」、「体力試験」の成績によって決定します。

(3) 「作文試験」は、第1次試験合格者のみを対象に評定し、第2次試験の成績と総合して、第2次試験合格者を決定します。

(4) 「職場適応性検査」は、第2次試験における面接試験の参考とするために行います。

(5) 第1次試験において「作文試験」及び「職場適応性検査」を受験しなかった場合は、試験を棄権したものとみなします。

(6) 第2次試験の面接試験の面接は、同日中に2回行います。

3 試験の日時、場所及び合否の通知

(1) 試験日時

ア 第1次試験 令和4年10月23日(日)

受付 午前8時00分～午前8時30分

全日程終了予定 午後3時30分頃

イ 第2次試験 令和4年11月下旬(予定)

(2) 場所及び合否の通知

	職種	場 所	合否の通知
第1次試験	一般事務	風テラスあくね 交流室 (阿久根市民交流センター) 住所：阿久根市塩鶴町二丁目2番地	令和4年11月上旬までに受験者全員に文書で通知します。
	一般事務 (社会人枠)		
	一般事務 (障がい者枠)		
	一般事務 (保育士)		
	保健師		
	土 木		
	建 築		
	消 防	阿久根市役所 会議室 住所：阿久根市鶴見町200番地	
第2次試験	全職種共通	第1次試験合格者に通知します。	令和4年12月中に第2次試験受験者全員に文書で通知します。

4 受験申込書の請求

《受験申込書請求先》

阿久根市役所 総務課 職員係

〒899-1696 鹿児島県阿久根市鶴見町200番地

電話（直通）0996-73-1212

（代表）0996-73-1211（内線1215, 1216）

- ※ 受験申込書を郵便で請求する時は、封筒の表に「受験申込書請求」と朱書きし、120円切手を貼った宛先明記の返信用角形2号封筒（A4判サイズの紙が入る大きさのもの）を同封の上、受験申込書請求先へ送付してください。
- ※ 受験申込書は、阿久根市役所市民相談室（1階）、三笠支所及び大川出張所でも受け取ることができます。
- ※ 受験申込書は、**市ホームページ** (<http://www.city.akune.kagoshima.jp>) から**ダウンロードすることもできます**ので御利用ください。

5 申込手続, 受付期間等

- (1) 受験申込書に必要な事項を記入し、次の書類とともに阿久根市役所総務課職員係（2階）に提出し、受験票の交付を受けてください。
 - ア 写真2枚（最近6か月以内に撮影した上半身脱帽正面向, 縦4cm・横3cm）
 - ※ 受験申込書と受験票に各1枚必要です。
 - イ 一般事務（障がい者枠）を受験される方は、身体障害者手帳（1級から6級）、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳等の写し
 - ウ 一般事務（保育士）を受験される方は、保育士の資格証明書の写し
 - エ 保健師を受験される方は、保健師の資格証明書の写し（取得見込みの方を除く。）
 - オ 建築を受験される方で、一級又は二級建築士の資格を有する方は資格証明書の写し
 - カ 消防を受験される方は身体検査票
- (2) 一般事務, 一般事務（社会人枠）及び一般事務（障がい者枠）の職種においては、次のアからサまでのいずれかの試験に合格した方、又は民間企業等での情報処理業務の職務経験を有する方は、受験申込書の資格・免許欄又は職歴欄にその内容を記入してください。また、合格したことを証明する書類の写しを受験申込書に添付してください。
 - ア 基本情報技術者試験
 - イ 応用情報技術者試験
 - ウ ITストラテジスト試験
 - エ システムアーキテクト試験
 - オ プロジェクトマネージャ試験
 - カ ネットワークスペシャリスト試験
 - キ データベーススペシャリスト試験
 - ク エンベデッドシステムスペシャリスト試験
 - ケ ITサービスマネージャ試験
 - コ システム監査技術者試験
 - サ 情報処理安全確保支援士試験

(3) 郵便で申し込む時は、封筒の表に「受験申込書在中」と朱書きし、必ず特定記録郵便で送付してください。また、受験票返送のための宛先を明記した長形3号封筒（23.5cm×12cm、84円切手を貼ったもの）を同封してください。

(4) 受付期間及び受付時間は、次のとおりです。

ア 受付期間 令和4年8月1日（月）から令和4年9月15日（木）まで
（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

イ 受付時間 午前8時30分～午後5時15分

※ 郵送の場合は、令和4年9月15日（木）までの消印のあるものを有効とします。

(4) その他

ア 試験当日は、受験票を必ずお持ちになり、受付終了時間までに着席できるよう余裕をもってお越しください。

イ 提出いただいた書類は、返却しませんので御了承ください。

なお、受験申込書等に記入された情報は、本市職員採用試験に関する事項のみに使用します。

ウ 第1次試験の試験会場における冷房温度は、着席位置によっては差異が生じる場合もありますので、体温調節できる服装でお越しください。

エ 新型コロナウイルス感染防止のため、試験当日は必ずマスクの着用等感染症対策を徹底してください。また、発熱等の症状がある場合は、試験を辞退していただく場合があります。

オ 台風等の悪天候などの場合で、試験の実施に変更が予想される場合には、阿久根市ホームページで確認されるか、直接お問い合わせください。

カ 受験申込者数の状況などの問合せには、一切応じませんので御了承ください。

6 合格から採用まで

(1) 最終合格者は、採用候補者名簿に高得点順に登載し、必要に応じて採用します。この名簿の有効期限は、名簿確定の日から原則として1年です。

最終合格者の数は、採用辞退見込数等を基礎として決定しますので、合格しても採用にならない場合があります。採用予定日は令和5年4月1日です。

(2) 受験資格に定める期限までに卒業できなかった場合及び必要な資格を取得できなかった場合又は受験申込記載事項を偽って記載したことが判明した場合は、合格及び採用を取り消すものとします。

(3) 職務経験のある方については、職歴証明書等の提出をしていただきます。

7 試験結果の照会

受験者本人が希望する場合には試験成績を通知します。

(1) 試験結果を照会できる者、項目及び申出期間

	照会できる者	項目	申出期間
第1次試験	不合格者	各試験の得点、総合得点、順位	不合格の通知日から1か月間

第2次試験	不合格者	各試験の得点，総合得点， 順位	不合格の通知日から1か月 間
	合格者のうち採用に 至らない者	各試験の得点，総合得点， 順位	令和5年4月1日から令和 5年4月30日まで

(2) 申出方法

試験結果照会申出書に必要な事項を記入の上，本人確認に必要な書類と宛先を明記した長形3号封筒（84円切手を貼ったもの）を同封して4の受験申込書請求先に郵送してください。

本人確認に必要な書類（ア及びイ）

ア 受験票

イ 本人を確認できる証明書の写し（マイナンバーカード（表面のみ），健康保険被保険者証，運転免許証，学生証等）

8 給与及び勤務条件

(1) 給与については，一般職に属する職員の給与に関する条例（昭和26年阿久根市条例第1号）の規定により，給料及び住居手当，通勤手当，時間外勤務手当，期末手当，勤勉手当等が支給されます（令和4年4月1日現在の高卒初任給は，150,600円であり，大卒等学歴のある方，職務経験のある方等については，この額に一定の基準で加算されます。）。

(2) 勤務時間その他の勤務条件は，阿久根市の関係条例等の規定によります。

採用試験に関する問合せ先

〒899-1696 鹿児島県阿久根市鶴見町200番地

阿久根市役所 総務課 職員係

電話（直通）0996-73-1212

（代表）0996-73-1211（内線1215，1216）